

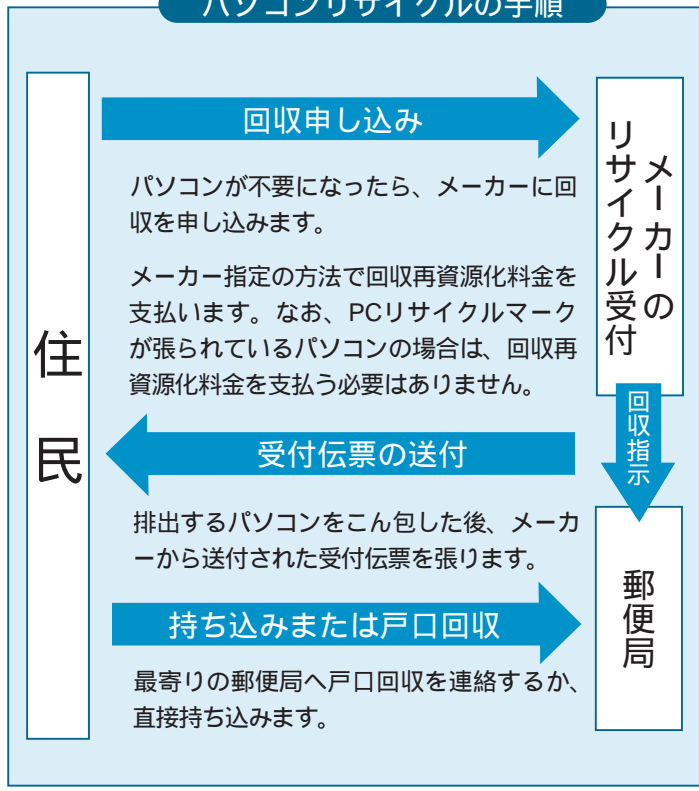
製造メーカーに回収の申し込みを

パソコンのリサイクル

貴重な資源を多く含んでいるパソコンは、事業者が自主的に回収し、リサイクルを実施しています。市では、今まで家庭で不要になったパソコンは、主に粗大ごみとして回収していましたが、この取り組みを支援するため、10月から

粗大ごみとしては回収しなくなり、また、パソコンを処分する場合は、製造メーカーが設置する受付窓口へ回収の申し込みをしてください。手続きが完了したら、パソコンを破損・飛散しないようにこん包を

パソコンリサイクルの手順



施し、郵便局へ連絡のうえ引き渡してください。受付窓口についてくわしくは、各社ホームページまたは電子情報技術産業協会ホームページ(<http://www.pcscr.jp>)をご覧ください。

なお、申し込みのときに、回収再資源化料金の支払いが必要ですが、ただし、PCリサイクルマークが張られているパソコンは回収再資源化料金を支払う必要はありません。



くわしくはクリーン推進課 ☎ 20 1530へ。

違反建築防止週間

完了検査を受けていますか

10月11日(土)から17日(金)は違反建築防止週間です。わたしたちが安心して暮らすためには、建

築物が安全であることがとても大切です。

建築基準法は、生命・健康・財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性に関する基準を定めています。この基準は、建築物を建てる場合には必ず守らなければなりません。

この週間にきつかけに、あなたの所有する建築物が、法令に適合しているかどうか建築士と相談するなど点検を心掛けましょう。

なお、この期間中に、一斉公開建築パトロールが実施されます。

くわしくは建築指導課 ☎ 20 1564へ。

空き地の管理

所有者はしっかりと管理を

空き地に雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所になったり、害虫の発生原因となったりして、周囲に大変迷惑を掛けます。

また、交通の障害や火災の原因となり、他人に思わぬ被害を及ぼしかねません。

空き地の所有者は、周囲の迷惑にならないよう、早めに草刈りをするなど、しっかりとした土地管理に努めてください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は使用者負担)で貸し出していますのでご利用ください。

くわしくは環境対策課 ☎ 20 1532へ。

県税の納付

休日収納窓口を開設します

県では、平日に金融機関などの窓口を利用できない人のために、次のとおり休日窓口を開設します。

日時 10月26日(日) 午前9時～午後5時

場所 各支庁税務課・各県税事務所・自動車税事務所(支所を除く)

内容 自動車税などの県税の収納、納税証明書の発行、納税相談

くわしくは印旛支庁税務課 ☎ 043 483 1115へ。

日ごろの点検・清掃を忘れずに

10月1日は「浄化槽の日」です。

浄化槽の維持管理を適切に行わないと、悪臭などで周囲に迷惑を掛けるばかりでなく、川や沼の水質悪化をまねく原因にもなります。

また、浄化槽の機能を最大限に發揮させるためにも、日ごろの維持管理が大切です。浄化槽を使用している人は、次のことを定期的に行うことが法令で義務付けられています。

○保守点検…年3～4回

○清掃…年1回以上(全排気方式は年2回以上)

○法定検査(水質検査)…年1回

維持管理費や浄化槽の設置には補助金が

市では、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に年間要した費用の2分の1相当額(左表)



合併処理浄化槽の補助金

維持管理費補助金		設置補助金	
人槽区分	限度額	人槽区分	限度額
5人槽	18,000円	5人槽	354,000円
6人槽	21,000円	6・7人槽	411,000円
7人槽	24,000円	8～10人槽	519,000円
8人槽	27,000円	11～20人槽	981,000円
10人槽	33,000円	21～30人槽	1,668,000円
11～50人槽	33,000円	31～50人槽	2,238,000円



補助金を利用し快適に

を助成しています。

なお、維持管理費補助金の申請時期は、保守点検および清掃の契約期間の終わりの日が属する年度内(ただし、終わりの日が3月31日のときは翌年度)です。

また、し尿と台所、風呂などの雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽を設置する人に、その設置費用の一部(左表)を補助しています。

また、合併処理浄化槽の設置に伴いトイレを水洗化した場合、水洗便所補助金(3万円)を支給します。

現在、単独処理浄化槽を使って

いる人が、合併処理浄化槽へ転換する場合、通常の設置補助に18万円を上乗せして支給します(ただし、この制度に関しては、新築・建て替えは除く)。

騒音地域については、維持管理費および設置補助金とも特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課 ☎20 1531へ。

水道料金の納付

便利で確実な口座振替制度を

水道料金が、納期限内に支払われない場合は、督促状や給水停止予告書を送付しています。これにもかかわらず納付されない場合は、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

水道料金の支払いは、金融機関などの窓口やコンビニでもできますが、便利で確実な口座振替をご利用ください。なお、納入通知書を紛失した人は、料金徴収受託者の株(ジェネックス) ☎20 8881へ連絡してください。

くわしくは市水道部業務課 ☎20 0269へ。

空き巣などの犯罪を未然に防止しましょう

10月11日から20日まで、秋の全国地域安全運動が実施されます。

秋の夜長で空き巣などの犯罪の増加が予想されるこの時期、次のことに心掛けて犯罪を未然に防止しましょう。

○オートバイや自転車などの盗難防止のため、鍵掛け・防犯登録を行いましょう。

○侵入などの犯罪を防止するため出掛けるときは必ず鍵を掛けましょう。

○車上荒らしが増加しています。車内に貴重品を置かないようにしましょう。



鍵掛けで盗難防止を

くわしくは市民生活課 ☎20 1527へ。

駅前放置自転車

10月1日から クリーンキャンペーンを実施

10月1日から11月30日まで、県下一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施されます。

駅周辺では、歩道や車道に無秩序に放置された自転車やバイクが歩道の幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、歩行者に大変迷惑を掛けています。特に、障害者や高齢者の通行には、大きな支障を及ぼしています。

また、災害時には、緊急活動や避難の妨げにもなります。

自転車やバイクの利用者は市営



放置自転車は通行の妨げです

駐輪場などをご利用ください。

市営駐輪場の利用・登録など
くわしくは市民生活課 ☎ 20
1527)へ。

住宅相談

相談には予約が必要

成田市建築工業組合連合会の会
員が、住宅の増築、改修、修繕に
関する相談および苦情を受けて、
解決に向けた助言や指導機関への
あつせんなどを行います。また、
相談者の要望により、該当する市
内業者の紹介も行います。

電気に関する省エネや快適な住
まいづくりの相談にも応じますの
で、相談を希望する人は、10月6
日(月)までに申し込んでください。
日時：10月9日(木) 午前10時
～正午

会場：成田商工会議所会議室

くわしくは成田商工会議所 ☎
22 2101)へ。

国民健康保険証

新しい保険証で
受診してください

10月1日から国民健康保険証が
新しくなります。

みなさんが今まで使っていた国
民健康保険証は、9月30日で有効
期限が切れました。10月1日から
は、市から送付された新しい保険
証を使って診療を受けてください。

なお、古い保険証は保険年金課
(市役所1階)または市立図書館、
各公民館、市民課赤坂分室・遠山
分室、美郷台地区会館、保健福祉
館へ返却してください。

くわしくは保険年金課 ☎ 20
1526)へ。

都市計画法

17日から31日まで
都市計画法課で縦覧

成田都市計画区域の、都市計画
区域の整備、開発及び保全の方針
および、区域区分の案を縦覧しま
す。

期間：10月17日(金)～31日(金)
(土・日曜日を除く)

時間：午前9時～午後5時
場所：都市計画法課(市役所5階)

県都市政策課(千葉市中央区)

縦覧内容

都市計画区域の整備、開発及び
保全の方針

区域区分(計画書の変更)

意見書の提出

この案について意見のある人
は、縦覧期間中に意見書を出すこ
とができます(郵送の場合は、同
期間中の消印有効)。

くわしくは都市計画法課 ☎ 20 1
560)または県都市政策課 ☎
043 223 3375)へ。

成田メール

郵便局で
申請できます

市内の郵便局から住民票と戸籍
の謄本・抄本の申請をすると、自
宅へ送付される「成田メール」とい
う制度があります。

手続きは次のとおりですので、
ぜひご利用ください。

請求できるもの

住民票、戸籍の謄本・抄本

手続きの方法

印鑑を持って市内の郵便局へ。

郵便局に置いてある「成田メー

ル」専用の申請書と往信用・返

信用の封筒に必要事項を記入

10月の水道水の排水作業日程

水道部では赤水の発生を防ぐため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水あるいは赤水になることもありますのでご了承ください。

なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定場所	予定時間
10月6日(月)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時
10月7日(火)	並木町(上記以外)・不動ヶ岡地区	午後4時
10月8日(水)	飯田町・困護台地区	午前4時

くわしくは市水道部工務課 ☎ 22-0269)へ。

し、切手を張ってください。
手数料として郵便局の定額小為
替を必要な金額分だけ買って同
封して投かんしてください。手
料金は住民票の写し1通300
円、戸籍の謄本・抄本1通45
0円です。

申請のあつた書類を市民課で作
成し、同封の返信用封筒で自宅
へ返送します。通常、3～4日
で届きます。

くわしくは市民課 ☎ 20 1 5
25)へ。

消費生活相談 Q&A

在宅ワーク



Q 電話で、パソコン入力のお仕事を紹介されました。「パソコン研修用教材を購入して研修を受けた後に、簡単な試験に合格すれば、仕事を紹介します。月々5~6万円の収入は確実。」と説明されて研修用教材約60万円を信販契約し6カ月たちますが、簡単と説明された試験は難しく合格できず、収入は得られそうもないので解約したいのですが。

A 収入が得られると誘って商品を購入させているので、特定商取引に関する法律の「業務提供誘引販売取引」に該当すると考えられます。

契約後20日以内でしたらクーリングオフできますが、この事例のように6カ月も経過しての解約は簡単ではありません。受領している概要書面・契約書をよく見直して、契約商品の内容や仕事による収入の条件が実際と違うところは無いが、また、勧誘方法に問題が無かったかをチェックして、契約の経緯・やめたい理由をくわしく書いて、内容証明郵便で解約を申し出てみましょう。ただ、契約先の倒産や転居などで連絡が取れない場合があり、解約交渉は難しい場合が多いようです。

簡単に収入が得られるとの電話勧誘をそのまま信じることは危険です。

商品売りつけたり、講習料・登録料を取ったりすることが目的の業者もいます。

また、試験に合格し仕事ができても、単価が安く、説明された通りの収入は得られず教材の支払いに追われている例もあります。

仕事を始める前に出費を伴う誘いは要注意です。

くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所 ☎20-1507
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日 (13日は祝日のため14日に振り替え)	9:00～16:00	〃	〃
法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
市民なんでも相談	20日(月)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	21日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	21日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	9日(木)・23日(木)	13:00～16:00	市役所2階201・202会議室	〃
市民よろず相談	18日(土)	13:00～16:00	中央公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん ☎23-3286)
女性就業 内職 相談 来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談 予約制) (新築・増改築に関する相談)	9日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 6日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	7日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	2日(木)・16日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	9日(木)	14:00～16:00	在宅介護支援センター 玲光苑 ☎24-2164	高齢者福祉課 ☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	27日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課 ☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234